

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和2年11月19日(2020.11.19)

【公開番号】特開2020-73350(P2020-73350A)

【公開日】令和2年5月14日(2020.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2020-019

【出願番号】特願2020-18607(P2020-18607)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/00 (2006.01)

B 3 2 B 3/14 (2006.01)

B 3 2 B 27/30 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/00 E

B 3 2 B 3/14

B 3 2 B 27/30 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月12日(2020.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、顔料を含む絵柄層(1分子中に少なくとも2個以上のアクリロイル基を有する化合物を含むものを除く。)と、ベタ層と、基材層とがこの順に積層された積層体からなる加飾シートであって、

前記積層体において、前記絵柄層は、部分的に積層されており、

前記絵柄層に含まれるバインダー樹脂が、アクリル系樹脂を80質量%以上含み、前記アクリル系樹脂は、アクリル樹脂及びアクリルポリオール樹脂の少なくとも一方であり、前記ベタ層に含まれるバインダー樹脂が、アクリル系樹脂を80質量%以上含み、前記アクリル系樹脂は、アクリル樹脂及びアクリルポリオール樹脂の少なくとも一方である、三次元成形用加飾シート。

【請求項2】

前記顔料が、金属顔料、パール顔料、及び酸化チタン顔料からなる群から選択された少なくとも1種である、請求項1に記載の三次元成形用加飾シート。

【請求項3】

塩素系樹脂を30質量%以上含むバインダー樹脂とを含む樹脂層がさらに積層されている、請求項1または2に記載の三次元成形用加飾シート。

【請求項4】

前記樹脂層が、有機顔料及び無機顔料の少なくとも一方の顔料を含む、請求項3に記載の三次元成形用加飾シート。

【請求項5】

前記絵柄層及び前記ベタ層が、基材層の上に積層されている、請求項1～4のいずれかに記載の三次元成形用加飾シート。

【請求項6】

最表面に表面保護層をさらに備える、請求項1～5のいずれかに記載の三次元成形用加飾シート。

【請求項 7】

前記表面保護層の厚みが、 $30 \mu\text{m}$ 以下である、請求項6に記載の三次元成形用加飾シート。

【請求項 8】

転写用基材の上に、アクリル樹脂を80質量%以上含むバインダー樹脂及び顔料を含む絵柄層を部分的に積層する工程と、アクリル樹脂を80質量%以上含むバインダー樹脂を含むベタ層を積層する工程とを行い、転写シートを作製する、転写シート作製工程と、

前記転写シートに積層された前記絵柄層及びベタ層を基材上に転写する転写工程と、を備える、三次元成形用加飾シートの製造方法。

【請求項 9】

前記転写工程の後、さらに表面保護層を積層する工程を備える、請求項8に記載の三次元成形用加飾シートの製造方法。

【請求項 10】

少なくとも、成形樹脂層の上に、顔料を含む絵柄層（1分子中に少なくとも2個以上のアクリロイル基を有する化合物を含むものを除く。）と、ベタ層と、基材層とがこの順に積層された積層体からなる加飾樹脂成形品であって、

前記積層体において、前記絵柄層は、部分的に積層されており、

前記絵柄層に含まれるバインダー樹脂が、アクリル系樹脂を80質量%以上含み、前記アクリル系樹脂は、アクリル樹脂及びアクリルポリオール樹脂の少なくとも一方であり、

前記ベタ層に含まれるバインダー樹脂が、アクリル系樹脂を80質量%以上含み、前記アクリル系樹脂は、アクリル樹脂及びアクリルポリオール樹脂の少なくとも一方である、加飾樹脂成形品。